

学童保育に関わる用語・ 仕組みの解説

編集部



放課後児童健全育成事業とは

「放課後児童健全育成事業」は、学童保育の法律上の名称です。学童保育は1997年に児童福祉法ならびに社会福祉事業法に定められ、法律にもとづく事業として施行されています。

児童福祉法では、「市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる」（第34条の8）とされています。また、「国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる」（第34条の8の②）とされています。

「市町村以外の者」とは、社会福祉協議会、保護者会・父母会、地域運営委員会、社会福祉法人、NPO法人、民間企業、個人などをさします。「市町村以外の者」が事業を行う学童保育の多くは、市町村からの「委託」「代行」によって事業を行っていたり、「補助」を受けて運営されています。

「委託」「補助」「代行」とは

これらは、学童保育の運営に関する行政（市区町村）の関わり方を表す用語です。

- ・ **公営（直営）** ……市町村が学童保育事業を直接実施することです。
- ・ **委託** ……市町村が実施する責任を持つ事業を、契約にもとづいてほかの事業者に依頼して運営する形態です。
- ・ **補助** ……市町村以外の方が行っている事業に、市町村が資金の一部（行政用語で、助成金・補助金と言います）を出すことです。
- ・ **代行** ……市町村が運営している「公の施設」の管理運営の仕事を、条例にもとづいて、ほかの団体（民間企業も含む）に行わせることです。代行させる団体を、「指定管理者」と言います。
- ・ **補助金によらない「自主運営」** ……保護者と指導員の協力で、保育料や事業活動などによって運営費をまかなっている「自主運営」の学童保育もあります。